

# お知らせ

東京都

東京都は、東京都板橋区板橋二丁目、大山金井町、大山東町、大山町、仲町地内において、東京都市計画都市高速鉄道東武鉄道東上本線（大山駅付近）の連続立体交差事業及び鉄道付属街路第1号線から第4号線の都市計画道路事業を行います。都市計画法の事業認可の告示は令和三年十二月二十日です。

このため、関係する皆様のご協力をいただきながら、必要な土地を取得していきますので、次のごとお知らせいたします。

## 1 本事業の概要について

- (1) 東京都市計画都市高速鉄道事業東武鉄道東上本線  
本事業は、板橋区板橋二丁目から仲町までの延長約1・6kmの区間について高架化し、道路と鉄道の連続立体交差化を図るものです。
- (2) 東京都市計画道路事業区画街路都市高速鉄道東武鉄道東上本線付属街路第1号線から第4号線  
本事業は、板橋区大山金井町から大山東町において計画幅員6m、総延長約三百メートルの都市計画道路を整備するものです。

## 2 ①用地取得について

東京都は、事業予定地内の土地所有者や借地権などをお持ちの方、建物の所有者や借家人の方などご、土地売買契約や物件移転補償契約などを結びます。その契約に基づき、土地を明け渡し、または、建物などを移転したときは、東京都は、それぞれ、土地の権利に関する補償金、移転に必要な補償金をお支払いします。

②土地収用法に基づく権利について  
土地売買契約や物件移転補償契約などは、個別に進めていきますが、これとは別に事業予定地所有者や関係人の方は、土地収用法に基づく裁判申請請求、補償金支払請求及び明渡裁判申立てを行うことができます。

## 3 ②土地価格の固定について

東京都は、令和三年十二月二十日以降、事業地の取得価格を一年ごとに評価し直す。

## (2) 建築等の制限について

令和三年十二月二十日から、事業地内で次のことをする場合は、東京都知事等の許可が必要です。

- ・ 土地の形質の変更
- ・ 建築物や工作物の建設
- ・ 移動の容易でない物件の設置や堆積

## ③ 土地建物の売買の制限について

令和三年十二月三十一日からは、事業地内の土地建物を売る場合は、事前に、買い手や予定金額などを、東京都に届け出てください。

また、その届出後三十日以内は売買が行えない、など一定の制限があります。

4 事業地の範囲がわかる図面は、東京都板橋区都市整備部都市計画課に備えてあり閲覧することができます。なお、このお知らせについて、不明の点や詳細について質問のある方は、左記へお問い合わせください。



施行者	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都建設局	道路建設部鉄道関連事業課
電話	〇三(五三二一〇)五三三三
連絡先	東京都新宿区西新宿二丁目七番一号
公益財団法人	東京都道路整備保全公社
用地部	用地推進課
電話	〇三(五三八一)三一三三